平成２７年（フ）第３５７号
広島市安佐南区山本５丁目23番６－103号
債務者　日浦　絵美（旧姓國岡）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６２号
広島市中区舟入南３丁目19番16－703号
債務者　中田　義信
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４号
広島県尾道市沖側町３番13号　冨保借家
債務者　山根　賢二
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第５７号
広島県福山市南町13番６号　井上アパート２
債務者　豆の木こと　川手二七三
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６６号
広島県福山市坪生町南３丁目19番24号
債務者　高橋　康子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６９号
広島県福山市駅家町大字坊寺21番地６
債務者　松本　雄基
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５４号
愛媛県四国中央市土居町土居63番地１、前住所愛媛県四国中央市中曽根町1462番地６
債務者　安藤　久枝
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２号
大分県豊後大野市清川町砂田1500番地９
債務者　衞藤　文徳
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第１３１号
宮崎市清武町加納３丁目55番地エレガンスヴィラ清武301号、前住所宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅11棟６号
債務者　遠藤　友誉
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３７号
宮崎県西都市旭２丁目86番地　市営白馬住宅241号
債務者　齊藤　章子（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９０号
鹿児島県姶良市東餅田1071番地３
債務者　谷口　正文
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
宮城県大崎市古川江合寿町１丁目11番36号コーポラベンダー102号、従前の住所宮城県大崎市田尻字町105番地１
債務者　菅原　彬裕
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
福島市飯坂町平野字屋敷前28番地の１　紺野アパート南棟
債務者　丹治　由季
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３６号
石川県小松市木場台171番地、従前の住所石川県小松市林町は39番地１　セイバリーヴィラ104
債務者　岩本　昌代
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第６７号
兵庫県伊丹市荻野８丁目13番地１　荻野ＭＧレジデンス２－205号、前住所兵庫県伊丹市鴻池１丁目６番37号
債務者　畑山惠美子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
神戸市西区岩岡町西脇451番地の１　レオパレス翼Ⅵ106号、前住所兵庫県明石市大久保町大窪2625番地の16
債務者　影山　雅弘
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
兵庫県明石市鷹匠町４番32号
債務者　長谷川武史
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係